十四	装備品製造等基盤事業者認定要綱（令和五年防衛省訓令第八十八号）第三条の規定により認定を受けた者	我が国における装備品等の製造等の基盤を担う中小企業者を支援すること。
十五	国際連合の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進に資する事業に取り組む者	国際連合の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進を図る中小企業者を支援すること。
十六	省力化投資に取り組む者	人手不足等の事業環境の変化に対応するため、省力化投資に取り組む中小企業者を支援すること。
十七	１　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により振興事業計画の承認を受けた中小受託事業者等及び委託事業者 ２　受託中小企業振興法の規定により特定連携事業計画の認定を受けた特定中小受託事業者並びに当該認定に係る特定連携事業を共同で行う特定会社及び共同事業者 ３　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者 ４　委託事業者の生産拠点の閉鎖若しくは縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 ５　「パートナーシップ構築宣言」を行っている者	受託中小企業の振興を図るため、価格転嫁及び取引適正化に取り組む中小企業者を支援すること。
十八	１　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 ２　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 ３　公害防止を図る者 ４　再生資源の有効利用等を図る者 ５　グリーントランスフォーメーションに取り組む者	中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止、再生資源の有効利用等及びグリーントランスフォーメーションの取組により環境対策の促進を図ること。
十九	自ら策定した事業継続計画等に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、災害等発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること。
二十	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれるもの	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的にはその業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
二十一	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者であって、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるもの	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること。
二十二	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること。

二十三	１　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前のもの ２　受けた民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を沿って私的整理を行う者 ３　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれるもの	地域経済の産業活力維持のため、技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生、経営改善及び経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者を支援すること。
二十四	１　災害により被害を受けた者（次号から第二十七号までに該当する者を除く。） ２　１に掲げる者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある者	災害により被害を受けた中小企業者及び災害により被害を受けた者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある者（中小企業者に限る。）の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること。
二十五	大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（次号及び第二十七号に該当する者を除く。）	大規模な災害等により被害を受けた中小企業者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧又は発展を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十六	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十七	令和二年七月豪雨により被害を受けた者及び令和二年七月豪雨に起因する影響を受けた者	令和二年七月豪雨により被害を受けた中小企業者及び令和二年七月豪雨に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十八	創業、新規事業への取組又は企業再建等の局面にある者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもの	創業、新規事業への取組又は企業再建等の局面にある中小企業者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもののうち、地域経済の維持・促進に資する事業を行うものに対して、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、当該企業の財務体質を強化するとともに、金融検査上自己資本と見なし得る資本性資金を通じて、民間金融機関から供給される資金を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ること。
二十九	シンジケートローンでの調達が見込まれる者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもの	地域経済の維持・促進に資する事業を行うものに対してシンジケートローンを用いて資金を供給することを通じて、民間金融機関から円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ること。
三十	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること。